

富士市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について(概要)

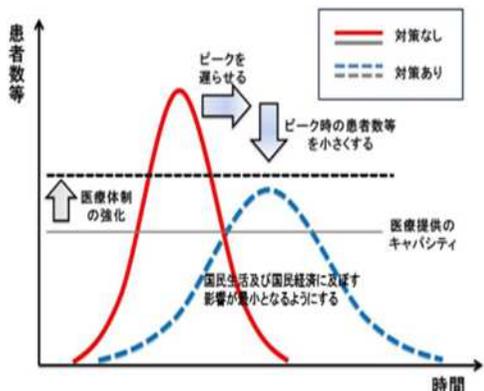
改正の経緯

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和6年に抜本的に改正され、その後、県行動計画も改定がされた。市においても政府及び県行動計画との整合性を取るため、県より提供された、「市町村行動計画作成の手引き」に基づき、「富士市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行うものである。

新型インフルエンザ等の対策の主な目的

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



②市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

改正のポイント

- ①新型コロナの経験を踏まえ、政府行動計画同様「全面改定」
- ②対策項目:(改定前)6項目→(改定後)7項目
- ③対応時期【政府行動計画と同様】:(改定前)5期 →(改定後)3期「準備期」「初動期」「対応期」

各段階における主な対策

対応時期	準備期	初動期	対応期
対策項目			
(1)実施体制	平時からの情報共有や訓練の実施 国・県との連携強化	必要に応じ、対策本部の設置、予算の確保	職員の派遣・応援対応、緊急事態措置の検討
(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	有事における迅速な情報提供体制の整備	必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを含む周知広報 双方向コミュニケーションの実施(コールセンター等)	
(3)まん延防止	基本的な感染対策の普及・理解促進	業務継続計画に基づく対応の準備	市民生活、社会経済活動への影響を考慮したまん延防止対策
(4)ワクチン	必要資材の準備、ワクチン供給体制・接種体制の構築、情報の提供・共有	会場・医療従事者の確保、円滑な接種体制の確保	接種の実施・拡充 ワクチンに関する情報提供・共有 健康被害救済
(5)保健	県との連携体制の構築	県との連携体制の構築	有事体制の迅速な移行 感染症対策の強化
(6)物資	感染症対策物資の備蓄	備蓄状況の確認、円滑な供給に向けた準備	物資状況等の確認・円滑な供給
(7)市民生活・地域経済の安定の確保	情報共有体制・支援の仕組みの整備、物資の備蓄	国・県からの要請により一時的遺体安置所の準備	心身への影響に関する施策、生活支援を要する者への支援、教育及び学びの継続に関する支援